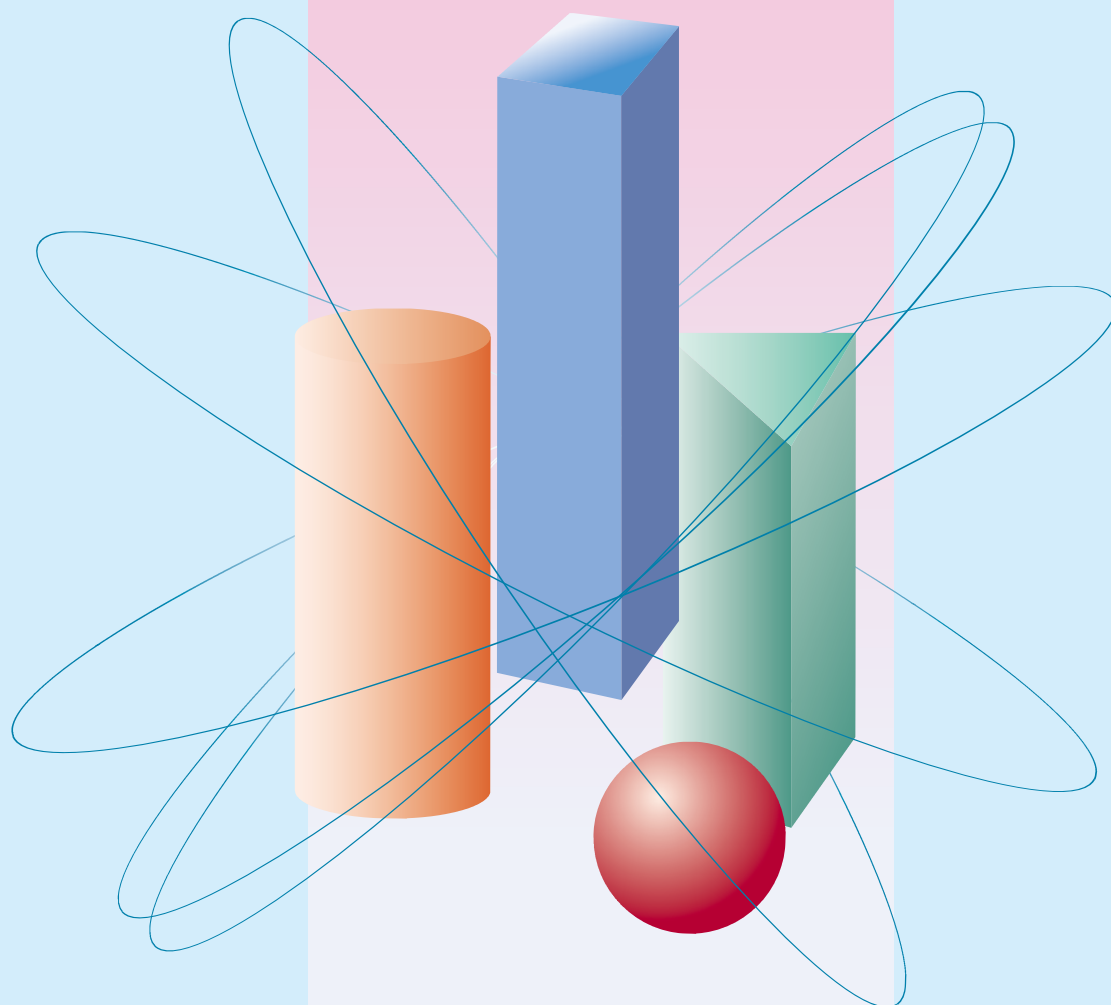


平成28年度
群馬大学教育学部

教員養成FDセンター推進プロジェクト

報告書



平成29年(2017年)3月

群馬大学教育学部
教員養成FDセンター運営委員会

巻 頭 言

『教員養成FDセンター報告書』刊行に寄せて

教員養成FDセンターの原点にもどって

教員養成FDセンター長
黒羽 正見

平成18年7月の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度のあり方懇」の中では、「教職課程が専門職業人たる教員養成を目的とするという認識が大学教員の中に共有されていない、教員の研究領域の専門性に偏した授業が多い、学校現場が抱える課題に必ずしも十分に対応していない」などの問題が指摘されました。また、国立大学法人の第1期中期目標期間終了を踏まえ、平成21年6月5日の文部科学大臣が決定した「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」では、「附属学校園は学部・研究科等における教育に関する研究に組織的に協力すること」が強く勧告されています。このような背景を受け、本学教育学部では当時の運営委員会が、教育学部教員の実践的指導力をさらに向上させるべく教育学部教員に適したFDプログラムを組織的に実行できるセンターの開設に努力し、2011年4月から「教員養成FDセンター(以下、「FDセンター」と呼ぶ)」がスタートしました。FDセンターでは新任の学部教員研修をその取り組みの中心とし、新任教員ガイダンス、体系的教育実習カリキュラム実践の説明会、附属学校園のフィールドワーク、附属学校園の公開授業研究会への参加、教育実習への参加、教育カンファレンスなどを行ってきました。附属学校園のフィールドワーク、附属学校園の公開授業研究会、教育実習などへの参加した後、自分の持ち寄った感想シートに基づき、事例検討会のカンファレンスをFDセンター運営委員とともにすすめました。さらに魅力ある授業づくりへ企画・運営・支援として、教育サロン(教育談話会)、県外先進校視察研修、普段の授業公開などを行い、附属学校教員と学部教員とが同じテーブルを囲みながら、異なる分野、文理の壁を越えた温かくも、厳しい議論が展開されてきました。教員養成とのかかわりを考えて各教員がどのように自分の専門の授業を展開していくか、自身の深い専門性を学校現場が抱える課題解決にいかに応用していくかを考えるうえで、特に教員養成学部の経験のない新任教員にとって有益な場を提供できたと感じております。

その後も大学教育改革、特に教員養成学部についての提言が次々と出されております。例えば、平成25年5月の教育再生実行会議「これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)」では、「初等中等教育を担う教員の質の向上のため、教員養成大学・学部については、量的整備から質的充実への転換を図る観点から、各大学の実態を踏まえつつ、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換、組織編成の抜本的な見直し・強化を強力に推進する。学生の学校現場でのボランティア活動を推進するなど、大学と学校現場との連携を強化する。また、文部科学省は今後行われる小学校教員免許の改訂や大学院の教職大学院化に伴い、附属学校園との連携による積極的な研修を通じた教育実践的な教員を強く求めている」と提言されました。

そこで、今年度のFDセンターでは、学生の実践的指導力の育成・強化を一層図ること

が本学部の発展には不可欠であるとの共通認識に基づき、文部科学省の各提言等を踏まえ、今までのFDセンターの取組の洗い出しを行い、活動内容の見直し案を検討してきました。

新任教員に限らず、教育学部の全教員が、学生に対して授業・研究指導等を行うにあたっては、学校現場（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）で適切に教育活動を行える教員等を養成するという認識を深める必要があること。そして、そのためには教員自らが、学校現場の実態と課題を理解した上で、学生指導に当たる意識を醸成することを目的として、学校現場における研修を主体とし、次年度からは次の二つのねらいを着実に達成していこうと考えています。

1. 附属学校園等の活動により積極的に参加し、学校現場の現状への理解を深める。
2. 本学部における教員養成への理解を深めるとともに、教育養成に関わっているという意識を高める。

本センターは教育学部教員の資質能力の向上と組織成長に向けた教育支援の企画・開発・援助を目的とするものであり、学校現場に根ざした臨床の知を大切にするために附属学校園内に設置されています。具体的には、附属学校園等で学校運営に関わる仕事をフィールドワークし、そのフィールドワークで得た知識を自身のさまざまな知識と結びつけながら理論的に省察し、さらにフィールドワークを他者と共有し合います。そうすることで、教育実践の中で生きて働く知識・技術を自ら創造するアクション・ラーニングによって、個々の教員の資質能力の向上とその組織成長を図っています。このアクション・ラーニングは、「フィールドワークする→省察する→共有する」という三つの過程で構成され、FDセンター員（附属学校教員）の指導の下で、大学教員と附属学校教員が共に学び合い、高め合いながら学習する方法です。

本学部の教員養成カリキュラムは、教科に関する科目（教育内容）と教職に関する科目（教科指導法）を基盤としながら、教育実習体系（教育現場体験学習（1年次）、授業実践基礎学習（2年次）、本実習（3年次）、インターンシップの教員実地（4年次））、教職キャリア教育（教養科目・共通基礎科目、専門・自由選択科目など）、特色あるカリキュラム（体験的科目、総合探究科目、実践的指導力及び教育基礎科目など）の三つを柱に入学早期から実践的、体験的な学びを位置づけ、学生自身による適性理解と教職への確かな自覚を促す教職キャリア教育の充実を目指しています。

今日の教員養成において、日々の授業実践の基盤をつくる教科専門科目にどのような目的・内容を持たせるかが重要な課題となっています。というのも、一般学部の文・理学部でも教科専門科目は教育されており、その中で他学部とは異なる教科専門科目の教育目的をもった教育学部独自のものが要求されているからです。また教科教育は学校教育のなかで日々の教師の職務行為の中心に位置づく重要な機能であり、日常実践としては授業という形態で展開されています。さらに学校教育の中核である授業には、意図的・計画的・継続的な指導によって児童生徒の望ましい成長発達を図り、社会的責任を果たすという役割があります。このように児童生徒の発達段階に応じて、学習意欲を引き出す授業展開を図っていく能力の育成こそが、教員養成学部の教科専門科目に求められる独自の専門性であると考えます。

本センターの取り組みの中心は学部（新任）教員を囲み、異なる分野・文理の壁を越えた大学教員と附属学校教員が、それぞれの授業内容や協働のあり方を考えるための領域を越えて授業公開と情報交換、意見交流にあります。今後も授業研究会や研修会を企画・運営することによって、学部教員の力量形成に寄与していく所存です。

も く じ

報告書刊行に寄せて

黒羽 正見

センターの取組 ■ 温かな学び合いの場を求めて	…… 1
・29年度に向けたセンター活動内容の見直し	
「群馬大学教育学部教員 学校現場研修の手引き」の作成	
教員養成FD運営委員会らの発信 ■	
・群馬大学教育学部 学校現場研修の手引き（案）	…… 3
学部教員の研修に関して	…… 3
研修の目的	…… 3
専門と教育現場をどう結びつけるか	…… 3
研修の内容	…… 4
・研修形式	
・研修内容	
・受講に際しての留意点	
研修受講の心得	…… 7

新任教員の振り返り ■

・学部教員として自分の専門性を高めていくために

幼児教育の現場に必要な発達心理学について考える	大島 みずき	……10
群馬大学教員としての学び	中尾 敏朗	……12
教育学・教育学者・教育学部	三澤 紘一郎	……14
生徒指導の実践力を養成する今日的視点	吉田 浩之	……16
英語教育と“English”/literary studies	金田 仁秀	……18
教育学部における数学教育について	石井 基裕	……20

FDセンター運営委員会からの発信 ■

FDセンターの活動を振り返って	川上 晃	……22
私の考える教育の原点とは	本村 猛能	……24
FDを通して大学教員と附属学校園が連携することの意義	今井 東	……27
大学教員が教育現場を参観することの意義について	吉井 健人	……29
大学教員が教育現場を参観することの意義について	佐藤 真樹	……31

編集後記

FDセンターの取組

はじめに

教員養成FDセンターの目的は、教育学部教員のための資質能力の向上と組織成長に向けた教育支援の企画・開発・援助を行うことである。教育学部教員が教育現場で求められる教員の資質能力を知り、教員養成を行う上でどのような人材を輩出していくことが求められているのかを捉え、大学で行う指導等にフィードバックできるようにすることが重要な課題である。

教育学部教員が先に述べた課題を解決するためのフィールドとして、附属学校園と県内の教育実習受入校を活用することができる。学部の教育実習システムとカリキュラムの変更によって、教育実習Aと教育実習Bが段階的に実施されるようになり、附属学校園と県内の教育実習受入校という2種のフィールドを目的に応じて活用することができる環境にある。附属学校園は臨床的な研究と実践の場であり、また教育実習が校務の一つとして明確に位置付けられ、教育実習についてのシステムが整備されているという特性をもつ。そのため、教員に求められる資質能力を単元・授業の構想や具体的な指導のあり方等、授業を視点として活用することが有効である。教育実習受入校では授業に限らず、日常生活や課外活動に関わる諸問題等、現場の抱える課題や求められる人材について、教育実習生の様子の観察や指導教員との面談等を通じて捉えることが大切である。

以上の内容を踏まえ、平成28年度の活動として「Ⅱ 事業計画案」に示す取組を計画した。

Ⅰ 平成28年度のFDセンター運営委員会の構成

教員養成FDセンター（以下、FDセンターと呼ぶ）は、教員養成の大きな課題解決と地域貢献を目的とした3センター構想の一つとして、主に学部新任教員のための資質能力の向上と組織成長に資するために設置されている。ここで示した目的を達成するためには、学部と附属学校園の協力が欠かせない。そこで、FDセンターの取組の企画・運営は、教育学部、学校教育臨床総合センター及び各附属学校園の教員で構成された運営委員会で行っている。

今年度のFDセンターの運営委員は次の8名である。

教員養成FDセンターの運営委員会

役 職	職 名	氏 名
センター長	学校教育臨床総合センター教授	黒羽 正見
副センター長	附属小学校副校長	今井 東
委員	音楽教育講座教授	川上 晃
委員	技術教育講座教授	本村 猛能
委員	理科教育講座教授	日置 英彰
委員	英語教育講座教授	渡部 孝子
委員（センター員）	附属小学校教諭	吉井 健人
委員（センター員）	附属小学校教諭	佐藤 真樹

Ⅱ FDセンター事業計画案

1 活動方法

活動方法は基本的に次のような手続きをとる。しかし、状況に応じていつでも柔軟に対応できるように配慮してある。要は簡単に活動できることを最優先としている。

- (1) アクション・ラーニングにおけるフィールドワークは附属学校教員のもとで、中・長期的にフィールドワークすることによって遂行される。
- (2) フィールドワークの後、子どもの発達や学習に関する知識、人間関係のしくみや社会状況に関わる知識など、さまざまな知識をFDセンター教員による講義や演習等を通して学ぶ。
- (3) 教育実習校への参与観察によって附属学校園の学校運営以外の事例を学ぶ。
- (4) これらの学習と並行して、学んだ知識によって自身のフィールドワークや教育指導を捉え直すディスカッションを小グループ内で継続していく。
- (5) フィールドワークと省察を通して学んだことを意識化し、教育学部教員としての今後の方向性を見定める。
- (6) 他者のフィールドワークと省察に学ぶため、ワークショップを実施する。ワークショップでは、自分の学びに関するプレゼンテーション、ケーススタディ、ディスカッションなど、自由な発表形式で行い、学びの共有化を図る。

2 事業計画案（平成28年度）

4月：（新任）教員研修に参加する教員の呼びかけ

○教員研修実施の説明会（今年度は6月の教授会后、学部長による説明が行われた。）

5月～7月：教員研修活動（参加は各新任教員の一任した）

○体系的教育実習カリキュラム実践の説明会（6月に学部長より説明あり）

○附属学校園の普段の教育活動参観/○公開授業研究会の参観

（* 学部新任教員の問題意識による自由参加とした。）

○第1回教育サロン（教育談話会：ワークショップ形式）

8月：教育実習参加へのオリエンテーション（教育実習委員会があり省略）

9月～12月：教員研修活動

○教育実習A（附属学校）と教育実習B（一般の公立学校）への参加

・研究授業の参観/・研究協議会への参加/・学校関係者と情報報交

○第2回教育サロン（延期）

○教育活動観察会（スタディツアー）

○附属学校園・荒牧小学校・伊勢崎第三中学校の公開授業参観

1月：教員研修活動

○附属学校園の公開授業参観

○第三回教育サロン（実施）

*あくまでも案であり、今年度は活動内容の見直しを中心となった。

群馬大学教育学部教員 学校現場研修の手引き

教員養成FDセンター運営委員会

I 学部教員の研修に関して

1 はじめに

平成25年5月の教育再生実行会議「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」において、次のとおり提言が行われています。

初等中等教育を担う教員の質の向上のため、教員養成大学・学部については、量的整備から質的充実への転換を図る観点から、各大学の実態を踏まえつつ、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換、組織編成の抜本的な見直し・強化を強力に推進する。学生の学校現場でのボランティア活動を推進するなど、大学と学校現場との連携を強化する。また、文部科学省は今後行われる小学校教員免許の改訂や大学院の教職大学院化に伴い、附属学校園との連携による積極的な研修を通じた教育実践的な教員を強く求めてきています。

そこで、本学部教員養成FDセンターでは、学生の実践的指導力の育成・強化を一層図ることが本学部の発展には不可欠であるとの共通認識に基づき、文部科学省の各種提言等を踏まえ検討した結果、この研修が提案されるに至りました。

2 研修の目的

本学部の教員が、学生に対して授業・研究指導等を行うにあたっては、学校現場（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）で適切に教育活動を行える教員等を養成するという認識を深める必要があります。このため、本学部の教員自らが、学校現場の実態と課題を理解した上で、学生指導に当たる意識を醸成することを目的として、学校現場における研修を企画しました。より具体的には、次の二つのねらいを着実に達成していただきたいと思ひます。

<ねらい>

- ・附属学校園等の活動に参加し、学校現場の現状への理解を深める。
- ・本学部における教員養成への理解を深めると共に、教員養成に関わっているという意識を高める。

3 専門と教育現場をどう結び付けるか

(1) 教科と専門

群馬大学教育学部は、教員養成を目的とした学部です。したがって、所属の専攻を問わず、学校現場との何らかの形で積極的に関わることが求められます。「自分は教科指導の専門家ではない」と消極的に考えず、まず学部で指導した学生たちが教育実習に行く場として、学校教育活動全般に興味・関心を持っていくことから始めて下さい。たとえば、教科に関わる教員は「教科専門」と「教科教育」という形で、学校現場の指導法や教科内容について、学校現場から助言を求められたり、アクションリサーチャーとして協力して仕事をする機会があったりします。また、教員の所属専攻の学生・院生が教育実習を行った場合、実習校に出向き指導・助言することが求められています。学校現場の先生方は、あなたを「〇〇専門の研究者」というよりも、教員を養成する教育学部の先生と見ています。我が国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校には、それぞれ幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領等があり、ほぼ10年で改訂が行われています。これまでに研究者として培ってきた学会の常識と学校現場で実際に指導されている教科内容には、時間的なズレがあります。学校の教科内容は常に先端をいく学会の常識からみると、どうしても過去の話題となってしまいます。学会の新しい知に関する情報は、確実に現場教師の教材研究の助けになるはずですが、なぜならば、学校における子どもたちの学びは、学

習指導要領の単なる伝達では豊かな内容になり得ず、周知的な知の中に学習内容を位置付けることで、生き生きとした学習が構成されていくからです。是非、子どもの目線に立って、子どもの考え方に寄り添ってみてはいかがでしょうか。先生方の専門領域にもよりますが、新しい研究テーマが学校現場にゴロゴロ転がっています。学校現場にあるテーマは、すべて群馬大学教育学部で取り組むべきテーマになります。

(2) 学校現場と研究

学校現場の教科内容と直接的なつながりがない研究領域であっても、子どもや学校教育に対して積極的にかかわって行ってほしいです。研究者が研究者として身を立てているのは、その人の取り組みや物事の捉え方の独自性（ユニークさ）があるからだと思われます。学校の教科内容に直接助言することが、教育現場に関わる唯一の方法ではありません。たとえば、先生方が使用しているデータ収集・整理・分析の方法や用具、質問紙やPCソフトの使い方、辞書、資料はユニークな教材、教具になります。つまり、現場教師が学校に溢れる情報を効率よく整理する強力な武器になります。「何が学校現場に役立つか」という発想は、現場の教師や子どもたちと関わるなかで生まれてきます。他にも、大学教員が現場に関わることができる機会があります。先生方が自分の専門領域に関する研究テーマに興味関心を持った契機は何だったのでしょうか。どのように勉強のプロセスを経たのでしょうか。研究の世界や研究者の生活とはどのようなものなのでしょうか。先生方の専門領域では、どのような視点で物事を見立てるのでしょうか。このような話を現場の先生方や子どもたちに話してみてもいいでしょう。たとえば、大学教員が附属中学校に出向いて、あるいは中学生を大学に招いて、特別講義をするのです。そのほかに、大学教員が出向いて講義を行う「出前講座」もあります。

4 研修プログラム

(1) 研修形式

本研修は、別表1に提示してある通り、四つの内容で構成されています。また研修は、別表3、別表4に示す通り、「講義」と「実習」の二つの形式が設定されています。

<講義>

本学部の教育体系や昨今の教育課題・状況等に関する内容、受講者同士での議論等

<実習>

附属学校園で行われている研究会・校内研修、県内外の小中学校の研究会・校内研修、学生向けの実習・体験プログラムの見学等

(2) 研修内容

「講義」形式の研修内容は、原則として全ての受講者が「必修」です。「実習」形式の研修内容は、「必修」と「選択」の2種類があります。

<必修>

別表3の「必修」の研修内容を参照

<選択>

別表4の「選択」の研修内容とカテゴリ設定を参照

(3) 受講に際しての留意点

必修の研修内容は、研修受講初年度に受講するものとします。選択の研修内容は、同一の研修内容を複数回受講した場合であっても、受講回数は1回とカウントします。「選択」の研修内容に係る研修期間は原則として2年以内とします。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、2年を超えて受講を認めることができます。年度途中での採用者については、「必修」の講義は次年度に実施することとします。受講者は、受講した研修内容毎に所定の様式により、研修の記録を作成してください。研修の受講は「本務」とし、原則として就業時間内に受講するものとします。週休日に実施する研修内容の場合は、事前に勤務日の振替の手続きを行ってください。研修の一環として出張する場合の旅費は、教員研究費以外の大学の経費で負担します。

別表1 カテゴリー区分

区 分	主な内容
I	学校現場の理解
II	本学部の教員養成に関わる主に学校現場で実施されている取組の理解
III	本学部の教員養成に関わる学校現場以外で実施されている取組の理解
IV	学校現場や子どもを対象とした授業等の実践

別表2 受講者の職務経験状況に応じた研修内容の設定方針

職務経験状況	研修内容
① 常勤の教員としての経験「有」	原則として「必修」の内容のみ受講 *ただし職務経験状況に応じてカテゴリII、IIIも受講
② 非常勤の教員としての経験「有」	IIのカテゴリから1回以上 IIIのカテゴリから1回以上 *面談時に職務経験に応じてカテゴリII・IIIの研修内容を判断
③ 学校現場を対象とした教育研究に係る業績「有」	*面談時に業績に応じて、カテゴリI・II・III・IVの研修内容を判断
④ 教員免許状の所有状況「有」	Iのカテゴリから1回以上 IIのカテゴリから1回以上 IIIのカテゴリから1回以上
⑤ ①～③の経験や業績なし、教員免許状なし	Iのカテゴリから1回以上 IIのカテゴリから1回以上 IIIのカテゴリから1回以上 IVのカテゴリから1回以上

別表3 「必修」の研修内容

	時期	研修内容
講義	4月	ガイダンス ・本学創設の経緯、研究の倫理、研修の受講心得、大学教員と教育現場 ・本学の教員養成のしくみ、附属学校園の役割、学部の現状と今日的課題 ・本FDセンターで行う研修内容の説明
	年1回	・教育サロン（談話会）（*研修期間中に最低1回受講。テーマを設けてグループでディスカッションする形式で、FDセンター員がコーディネーターとして参加する）
実習	6月、10月、12月	附属学校園の研究会（当日）や教育実習、教職実践インターシップ等への参加（公開授業、研究授業、教材研究や授業反省会の見学、協議会）、 （*附属幼稚園/小学校/中学校/特別支援学校の中から選択）
その他	研修の修了時	研修内容の振り返り、修了レポート

別表4 「選択」の研修内容と区分カテゴリ設定

	区分	研修内容	時期（予定）
実習	I	附属学校園の研究会以外に行われる以下の内容の見学 普段の授業実践、公開授業、校内研修の見学 （*附属幼稚園/小学校/中学校/特別支援学校の中から選択）	5・6月 9・10・11月
		教育実習A（観察・参加）の見学	9・10月
	II	教育実習A校の訪問（実習見学、研究授業・研究協議）	9・10月
		教育実習B校の訪問（実習見学、研究授業・研究協議）	10・11月
		教育現場体験学習の見学（学校管理者との面談を含む）	9月
	III	教育実践研究（主に教職編）の見学	4月～6月 10月～12月
		教育実習A・Bの事前事後学習の見学	5月～7月 11月～12月
		教職実践研究発表会の見学	12月
	IV	ようこそ先生の講師担当 （*附属学校園との日程調整の上での実施）	不定期
		附属学校園教員との共同研究 （*授業のテーティングアシスタントをやりながら、担当の附属教員と相談して教育実践テーマを考える）	不定期
		出前講座や公開講座の開設	不定期
		放課後等の学習支援ボランティアの実施	不定期

Ⅱ 研修受講の心得

この「研修受講の心得」に記述されている内容は、本学部の教育実習の心得の事柄に準じています。今後、学生を指導する際の参考にする、という意味合いも含まれているため、細部にわたり具体的な記述内容となっていることをご確認ください。

1 はじめに

本研修は、本学の教員自らが、学校現場（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校）の実態と課題を理解した上で、学生の指導に努める意識を醸成することを目的として行われるものです。研修は「講義」「実習」から成り立っています。ここでは特に学校現場での「実習」における心得について記します。

本学部は、群馬県内の各学校との緊密な連携によって、学生への充実した教育活動を行っています。このことを肝に銘じて、本学部教員として適切な姿勢や態度で研修に臨まれ、各学校との一層強固な信頼関係の構築に努められますようお願いします。

2 学校訪問の基本的な心構え

各学校では、学校教育の目的である「人格の完成」を目指し、それぞれ特色ある教育活動が展開されています。言うまでもなく、そこでは児童・生徒の学びが最優先です。また、現場の教員は極めて多忙であり、分刻みで業務に取り組んでいます。そうした現場において実習させていただくことを十分に踏まえておく必要があります。

- 感謝の気持ちで実習に臨み、時間厳守・挨拶の励行・マナー遵守など、社会常識をもった行動をお願いします。
- 訪問する際は、学校の教育方針を理解したうえで実習に臨んでください。各学校のHPには、学校経営の基本方針（グランドデザイン等）が掲載されています。
- 学校を訪問する際は、事前に電話等で連絡するのが基本です。教頭が窓口となります。
- 事前連絡なしの訪問は、学校現場を混乱させることがあります。特に大学教員等の訪問に対しては「失礼があってはならない」という気持ちが働き、学校側も気を遣います。受入側の準備を想定した適時・適切な事前連絡をお願いします。
- 学校には、児童・生徒玄関と職員玄関があります。訪問時は職員玄関から入ります。セキュリティのため、玄関は通常施錠されています。インターホンを押し、所属・氏名・用件を伝え、解除されたら校内に入ります。
- 学校訪問時は、動きやすい内履きを持参します。スリッパ等も用意されていますが、持参した内履きを履くのがマナーです。
- 玄関の案内表示に従い、指示された場所に向かいます。通常は、まず校長室に通されます。
- 学校の代表は校長です。訪問時の挨拶は校長に行うのが基本です。通常、校長室にて挨拶や名刺交換を行います。
- 学校全体の実務は教頭が把握しています。実務的なことについては教頭が窓口となります。教育実習においては、実習担当教員が窓口となる場合もあります。

3 学校訪問時の服装・身だしなみについて

各学校では不審者の侵入を防ぐための対策を行っています。校地内では必ず名札を着用してください。また、各学校（特に中学校）においては、児童・生徒の服装や身だしなみについて、細かいルール定められています。教員も生徒指導上、生徒の模範となるような服装や身だしなみが求められます。このこと

は、実習に出る学生にも特に厳しく指導しているところです。参考として、実習に行く学生の指導内容について紹介します。

- 男性はスーツまたはジャケットにネクタイ着用、女性もスーツ等の着用を基本とします。華美なものやジーンズ履きなどのカジュアルな服装は避けてください。
- 通常、6月から9月までは児童・生徒も夏服となります。この期間は職員もクールビズ対応となる学校がほとんどです。学校訪問の場合も、基本的に男性は上着とネクタイの着用を要しません。女性も男性に準じます。(学校にもよりますので、指示に従ってください。)
- 頭髪についてはスッキリとした清潔感のあるものとしてください。特に、前髪が目を覆うような状態は避け、長い髪は結ぶなどしてください。茶髪等、華美な色での髪染めは厳に慎んでください。
- ピアスなどアクセサリ類の着用は、思想・宗教上などの特別な事情のある場合を除き、ご遠慮ください。運動靴等、活動に適した内履きをご用意ください。体育授業の観察など野外での活動には外履き運動靴もご用意ください。

4 実習における持ち物について

基本的な持ち物は、以下の通りです。その他必要なものはその都度ご確認ください。

名刺、名札、記録用ノート、筆記用具、バインダー、内履き、必要に応じて外履き運動靴、飲み物(水・お茶等必要に応じて)、汗ふきタオル等(特に夏場、校舎内は暑くなるので)

5 授業参観の基本的なルール・マナーについて

経験年数や立場等によらず、どの教員も自分の授業を他に人に見られることについては、緊張感や抵抗感があるものです。特に大学の教員による参観ともなればなおさらです。そうした部分にご配慮いただき、感謝の気持ちをもって適切な態度で参観に臨まれるようお願いいたします。

- 授業者への批判等は絶対に行わないでください。
- 授業は1時間通しての参観が基本です。原則として授業の途中で退出や他の教室への移動は行わないでください。
- 授業観察中は、積極的にメモを取ってください。
- 児童・生徒の肖像権や個人情報を保護するため、ビデオ・写真等の撮影は基本的にできません。ほとんどの学校では年度当初、すべての保護者に対して、児童・生徒の顔写真の撮影について、その可否を確認しています。つまり、撮影の許諾が得られていない児童・生徒も教室の中にいる場合があるということです。どうしても必要な場合には、事前に(当日ではなく)学校に相談し、許可を得てください。この場合も窓口は教頭です。学校によっては申請書類が必要な場合があります。各学校の指示に従ってください。
- 椅子等が用意されることもありますが、授業は立っての参観が基本です。屋外での体育の授業で児童・生徒が日向で活動している場合は、参観者も日向での参観が基本です。
- 一斉指導の時は、児童・生徒の表情や学習への取組の様子を観察するために、教室内の側面や側面前方に立って参観するのがよいとされています。個人やグループでの活動時は、教室内を移動しながら、児童・生徒の近くで参観してもかまいません。ただし、児童・生徒の学習の妨げにならないよう十分な配慮が必要です。
- 授業中に児童・生徒にむやみに話しかけることは控えてください。児童・生徒の方から話しかけられた場合には、授業の進行に差し支えない範囲で応じていただいてもかまいません。
- 児童・生徒の呼び方について、男女問わず、名字に「さん」を付け、「○○さん」と呼ぶ学校がほと

んどです。各学校のルールに従ってください。

6 その他

- 交通手段については、その都度のお知らせでご確認ください。学校によっては駐車スペースに限りがあり、自家用車の乗り入れができない場合があります。
- 校舎内では携帯電話等の電源をお切りください。参観時に着信音が鳴ったりすることがないようにお願いします。緊急に通話等の必要が生じた場合は教育活動の妨げとならない場所をお願いします。
- 授業参観中にタブレットやスマートフォンなどの電子機器を使用するのは、できるだけ避けてください。どうしても必要な場合は、あらかじめ学校に相談し許可を得てください。学校ではスマートフォンなど、学習に必要なものを持ち込まないよう児童・生徒に指導しているところがほとんどです。(持ち込みが後を絶たず、指導に苦慮している学校もあります。この件について、学校はかなり敏感であることを認識しておく必要があります。)
- 児童・生徒の身体への接触等、セクハラと誤解を受けるような行為のないよう、十分に注意してください。
- 休憩時間等に児童・生徒と会話する場合には、十分な生徒指導的配慮をお願いします。差別的な発言、児童・生徒を傷つけるような言葉、児童・生徒から誤解を受けるような言動のないよう、十分ご注意ください。特に児童・生徒の身体的な特徴に関わること、家族構成など家庭環境に関わることなどについては言及を避けてください。
- 児童・生徒への直接指導は原則としてできません。児童・生徒に気になる言動があった場合には、大学の指導担当教員や各学校の教員にお知らせください。
- 校地・校舎において、定められた場所以外への立ち入りはできません。
- 学校における感染症の流行を防ぐ見地から、インフルエンザ等の感染性疾患に罹患している場合には、実習はできません。その場合は大学教務課の教育実習担当係まで速やかに連絡願います。また感染症の流行期となる冬期間に実習する場合には、特に手洗い・うがいの励行、マスクの着用など、「うつらない、うつさない」ための対策をお願いします。
- 校地・校舎での喫煙は厳禁です。
- 持参した飲み物等は児童・生徒の前で飲むことはできません。控室でお飲みください。
- 実習で知り得た児童・生徒の個人情報については口外無用です。またこうした情報については、記録したものの紛失を避けるため基本的にメモを取らずに聴くようにしてください。
- 児童・生徒の健康安全には、常にご配慮ください。

幼児教育の現場で必要な発達心理学について考える

教職リーダー講座 犬島みずき

1 はじめに

幼稚園や保育園は子どもたちにとってはじめて経験する自分が含まれる対等な関係の社会である。この社会の中で乳幼児は多くのことを遊びの中で学んでいる。

私はこれまで、幼児や児童の社会性の発達を中心に研究を行ってきた。特に向社会的行動を受ける対象としての幼児に興味を持ち研究を行っている。具体的には誰かに助けてもらった時に大人であれば感じる借り(心理的負債)が幼児には存在するのか、そして心理的負債の抱き方が発達に伴い変化するのであればそれはなぜなのかについて考えてきた。援助を受けることに対して抱く「借り」の気持ちは、援助者に対する返報を促す根元にあるものである。ギブアンドテイクが人との関係を維持する社会の中で「助けてもらったからお返しをする」は大切なことである。援助に対する「借り」の意識は援助者と被援助者の関係を維持していく中で不可欠なものだと言える。

では、幼児の「借り」の意識はどうなっているのだろうか。幼児は大人と比較するとできることはとても少ない。そのため彼らは大人(特に母親)から助けられたことに対してお返しができない状態であっても嫌な気持ちが生じないことが泉井(2008)により、示されている。一方で、友だちに対しては助けられたらお返ししたいと思ひ、かつお返しできないことに対して不快感を抱くことが示されている(泉井, 2008)。つまり、援助を受けることに対する「借り」の意識は、自分と対等な関係の人間との間柄で初めて生じることとなる。これは成人でも同様で、人を助ける職業にある人(例えば消防士など)から援助を受け他場合の「借り」の気持ちは他の職業の人からの援助を受けた場合よりも小さいと言われている(Greenberg, 1980)。最初に述べた通り、幼児にとって幼稚園や保育園は対等な関係の中で成り立つ初めての社会である。そのため、まさにこの環境こそ、彼らが対等な関係の他者から援助を受けることに対して心理的負債を感じ始める場所である可能性がある。

このように、一般的に人の心の機能がどのように作られ、変わっていくかを示すことが発達心理学であると考えている。

2 幼児教育と発達心理学

例えば、援助に対する「借り」の気持ちが生じ始めるように、幼稚園や保育園の中で子どもたちは多くの初めての経験をしている。平成 20 年に示された現行の幼稚園教育要領から、幼児期における教育が生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであることが明記されるようになった。先で示したことを踏まえると、人との関係においても、幼児期の体験が基盤となっていることがうかがえる。

では、この重要な時期の教育に対して、発達心理学は何ができるだろうか。

文部科学省によると、次期幼稚園教育要領には「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」として 10 の具体的な姿(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)があげられる予定となっている。遊びを通じた幼児への教育の中でどのように、これらの力を幼児に育ん

でいくのか、今後大きな課題となっていくことが考えられる。

幼児ひとりひとりがこの姿に育つために、保育者はひとりひとりも子どもを正しく見取り、そしてそれを元にそれぞれの子どもに対して発達と個人に応じた多面的なねらいをしっかりと持つことができる力が必要となる。幼稚園教育要領では、幼児期の諸能力は個別に発達するのではなく、相互に関連し合い、総合的に発展していくとされている。つまり、保育者が持つ子どものねらいも一側面についてのみ考えるのではなく、総合的に捉えていく必要があるということになる。もちろん、このことは幼児教育に限ったことではなく、学校教育全体で求められる力である。しかし、幼児教育は遊びを通して行われる教育であるため、個々の活動が異なることも多い。その中で保育者の個々の見取りと個に応じた多面的なねらいの設定の力は特に必要不可欠なものといえる。この時、子どもの見取りとねらいの設定において、人間の心の機能の形成と変化を示す発達心理学の知識はその見方の一側面を提示するものになるだろう。

3 幼児教育の現場と発達心理学を繋げる

幼児の社会性の発達を研究していく上で、最も勉強になり、研究のきっかけが生まれるのは実際の子どもを見ることである。頭の中だけで「子どもはこう考え、こう動くのでは？」といくら論理的に考えたつもりでも、調査をしてみると想定した結果にならないことがある。目の前の子どもたちを忘れて頭の中だけで論理を進めていく結果には繋がらない。たとえ想定した結果となっても、それは現場では使うことができない知識にしかならないのではないだろうか。幼児の社会性についての研究者として目の前の子どもを常に意識するために今後も継続して幼児教育の現場に足を運んでいきたい。

また、実際に保育を行う保育者との対話も重要である。保育者は日々子どもと向き合い、その都度その子にとって一番いいことは何かを考えながら保育を行なっている。そこには保育者が日常の保育のかなで気がついている知があるだろう。保育者と対話する中で、保育者の「目の前の子ども」という視点と、「発達」という視点からを融合させて子どもを理解していくことで保育も、発達心理学についての知識も意義深いものとなるだろう。そのため、今後は現場の教員とのカンファレンスの機会をさらに大切にしていきたい。

さらに、発達心理学が生涯を通じた人の心の変化を扱う学問であることから、校種を超えた子どもの変化についても言及していく必要がある。例えば、いま大きな注目を集める保幼小連携についても、保育園・幼稚園と小学校というシステムが大きく異なる環境に子どもが適応していく過程を検討する必要があるだろう。このことが小学校におけるスタートカリキュラム、そして小学校就学前に保育園や幼稚園でできる移行の準備を新しく1年生になる/なった子どもの本当の実態に応じた充実したものとするができるようになるのではないかと考えている。また、システムの異なる現場で働く小学校の教員、そして保育者がお互いの行う教育をよりよく理解するためにも、発達という視点は重要になるだろう。

引用文献

- ◇Greenberg, M. S.(1980). A theory of indebtedness. In Gergen, K. Greenberg, M. S., & Willis, R.H. (Eds.), *Social exchange : Advances in theory and research*. New York : Plenum Press. pp.2-26.◇泉井みずき(2008). 幼児にとっての被援助と不快感情: 幼児期の心理的負債の大きさに影響する要因の検討 発達研究, **22**, 59-70.

群馬大学教員としての学び

社会科教育講座 中尾 敏朗

充実の1年間

群馬大学教育学部の社会科教育講座に着任して、早くも1年が過ぎようとしています。誠実で勤勉な学生諸君、優秀な教職員諸氏と共に過ごす日々は、多くの驚きと学びに満ちています。この1年間は、まさに「充実」という言葉で表すのにふさわしいものでした。

若い時分のちょうど20年間は、中高を中心とする学校の教壇にありました。歴史内容をはじめとする社会科教育に携わる中で、暗記・注入・苦手と評されがちなその学習を、いかに魅力的で多様な力量を育てるものにしていけるかが、大きな目標でした。続く直近の10年余りは教育関係の役所に勤務し、やはり歴史教育をフィールドに、教育体制の整備や学習指導の充実に努めてきました。いずれも、いまだ道半ばというべきところです。

本学での1年を通して、今後なお自分自身の専門性を高めるためにどのような学びが必要か、少しずつつかめてきた気がします。ここでは、それを大きく2点にまとめて記しておきたいと思います。

日常の授業に真摯に取り組む

一つは、日常の授業への真摯な取組です。

先述のように、授業そのものには20年ほど取り組みました。年数は重ねてきたものの、授業というものに決して正解や終点はありません。ましてや対象となる学習者たちの年齢や顔ぶれが違えば全く勝手が違うもので、あらためて始発点に発ち、少しでもその人たちにふさわしい内容や方法を探り出して、充実度の高い授業を実現させる必要があります。

昨春初めに構想したのは、講義一辺倒でなく、問いや課題を示して学生自身が学びを進めていくような授業です。授業プリントは、関係情報の掲載と共に、疑問への着眼や考察のための活動を促す問いを多く配置したものにしました。大人数の授業では、4～5名ずつの永続班を編制し、班長を中心に課題について話し合ったり協力して授業案づくりを手掛けたりする活動を組み込みました。昨今流行り始めている「アクティブ・ラーニング」なるものに連なる方式でしょうか。

このような問いや活動を重視した授業は、教壇にあった頃から心掛けてきたものです。おそらく本学においても、そうした方向は基本的に誤りではないものと信じています。しかし、肝心なのはその中身。問いを示して話し合ったはよいものの、その中身をどこまで深めて行くことができるかは、いたって難しい課題です。

本学の学生は、大抵の問いには何らかの妥当な解答を返してきます。「なぜ社会科は嫌われがちなのだろうか?」「暗記作業ばかりに終始しがちだからです」。「どのような授業が求められるのだろうか?」「実感が持てる身近な題材を活用すべきです」。授業はこうした問答に落ち着きがちでした。しかし実は、多くの学生が本当に気付き学ぶことができるのは、この先なのではないでしょうか。暗記ばかりでない授業はどうすれば構想され実現してくるのか、基礎知識は無用なものなのか、どういう質の知識をどんな手立てで授けることができるのか、身近な題材であれば本当に実感や魅力を覚えるのか、など。

授業での問答を深めるためには、まだまだ自分自身の知見が狭く浅い気がしています。たっぷりと教材研究をしてその1割か2割を授業で示す、若い頃に教わった基本理念です。大学生たちの力量を豊かに育てていくためには、今までの何倍もの知的地盤を持つ必要があります。さらに多くの関係文献を食ると共に、新しい学びの在り方を追究していきたいと思えます。

そしてもちろん、そうした取組の前提として、対象である学生諸君に対する理解が肝要です。日常の積極的な人間的交流こそ、それを図る手立てにほかなりません。

広く学内外との交流を深める

二つ目は、広く学内外の人材や事物との交流です。

教授会や講座会議、教育実習委員会や各種研修会などの学内会合への参加を通して、本学の教職員の方々がきわめて優秀であることは、その確信を深めるばかりです。各位の深い専門教養に基づく論理的なやり取りや、組織の運営に関する妥当なご提言の数々には、毎度関心しながら耳を傾けています。こうした貴重な人材に囲まれた環境を、ぜひ今後とも生かしていきたいと考えます。

社会科教育講座の方々からは、時節ごとの共同業務を通して、専門領域に関する深いご教示がいただけます。これまでの勤務先では触れられなかった法律学や社会学、倫理学、地理学や歴史学に関する専門的な知見は、これに基づく社会科教育の研究を進めようとする上で不可欠のものです。当該領域に関わる真の学問的理解に出会ってこそ、その教育の在り方を本当に問い直すことができるに違いありません。同様のことは、教科は違っても当てはまるでしょう。なお多くの場で、本学の深みを食欲に吸収していこうと思えます。

加えて、学外各方面の、すなわち県内各地の多様な人材や事物との交流を深めたいです。昨春以来、教育実習の関係を中心に、本学の附属小・中学校や県内各地の学校と往き来する機会が何度もありました。どの方も、教育活動に傾ける思いが深く、それゆえにこそ研究熱心です。立場上、ご一緒した際には指導・助言という形で発言をするものの、実は自分こそが貴重な研修の場に出会えているのだと実感します。附属校の若く意欲的な先生方の研究授業の参観や、県内各地の公立学校の先生方の学習指導や生徒指導の実際、その日その場での真剣な取組を目にし、互いにその一層の向上を図ることは、この上ない学びの機会なのです。こうした場を一層尊重すべく、ネットワークを拡げていく所存です。

社会科という見地からは、周辺地域の事物も貴重な財産です。社会科教育講座では年来、荒牧キャンパスの周辺地域を歩いて、ナマの社会事象の教材化に挑む授業を行ってきました。この伝統を踏まえ、事前・事後学習を重視して、学外での授業展開に取り組みました。関根発電所の貯水池の周壁はなぜ東側だけが著しく低いのか？、そこから西流する水路はなぜ地面から次第にせり上がって高い壁の上を流れて行くのか？、貯水池のすぐ東側の公園敷地はなぜ明治の昔製糸工場（富岡製糸場よりも実に3年早い創業）に選ばれたのか？。学生諸君に多くの発見をしてもらうために、まずは自分自身が現地に足を運び、その関係の方々に教えを請い、そこにある事物に問いかけ続けて、地域社会を捉えるための本当の視点を手に入れる必要があります。

学内外の人材や事物という豊かな知的財源は、本学教員としての自己研鑽にとって、この上ない宝なのです。

教育学・教育学者・教育学部：Bildung and Liberal Education

学校教育講座 三澤紘一郎

ジョン・デューイ（1859-1952）が設立したシカゴ大学の教育学部は、21世紀に入っただけで閉鎖された。世界的な研究大学として名高い同大学の研究水準に、教育学部は見合っていないと大学に判断されたためである。現在シカゴ大学は、シカゴの公立学校に送り出す教員を養成するためのプログラムを細々と提供しているに過ぎない。

シカゴ大学の例には、世界の多くの教育学部が直面している難境が象徴的なかたちで現れていると思われる—（1）学問としての教育学は、学問の世界において軽視される傾向にある。にもかかわらず、（2）高等教育機関が学校教員という専門職業人を養成する任を負っている。したがって、（3）教育学部は、純粋な学問研究としての教育学ではなく、全面的に「教職教育学」を行う場へと衣替えするしか、ほとんど生き残る道がない。

教員養成系である群馬大学の教育学部にとって、（3）の道をとることはそもそも前提のように映るかもしれない。しかし、教育学部が全面的に「教職教育学部化」し、そこで行われるすべての研究・教育活動が「学校教育」に強引に結び付けられなければならないとなれば、それは教育学部の貧困化を招くことにつながると思われる。

上記の（1）と（2）には、学問と大学をめぐる歴史的な背景が関係している。中世ヨーロッパに大学が誕生したとき、それは社会の中核をなす「高度専門職業人」（＝「法」・「医」・「神」に関わる専門職業人）を養成する機関であった。時代が下り、19世紀初めのベルリン大学に端を発する「近代大学」が登場すると、その中心的な機能は研究に置かれることになる。後者の基準に照らすと、（学校教育や教員養成という）実際的な社会实践と切り離せない側面をもつ教育学は、「純粋な」学問になり切れていないという位置づけをなさねばならない。とはいえ、前者の中世大学をモデルに、教育学（部）が「教員を養成すること」に特化するとしても、学校教員が「法」・「医」・「神」に関わる伝統的な職業人と同程度の「高度専門職業人」と認識されているとは言い難い面があり、ここでも教育学は日蔭者扱いをされることになる。

教育学の学問的性質という問題と、それに対する評価の問題を同列に論じることはできない。しかし、後者は前者に強い影響を及ぼしてきたように見える。その結果、我々は「教育学者とはだれで、彼（女）は何をする人か」という問いに向き合わなければならない状況を迎えている。

実のところ、教育学部においてさえ、「教育学者」はほとんどいない。

英語で「教育学者」に相当する語は事実上なく（educator, educationist, educationalist, pedagogist...これらの語は使われないわけではないが、どれもそれほど一般的ではなく、生

物学者=biologist のような一対一関係を「教育学者」と結ぶ語であるわけではない)、流通しているのは、‘educational researcher’ (=「教育研究者」) という語、ならびにその語が指示する存在である。

これは単なる用語の問題ではない。「教育研究者」というのは、近代大学における学問観を身にまとった語、存在であるからである。教育心理学者、教育社会学者、教育経済学者…といった専門家たちの多くは、「教育研究者」ではあり得ても、「教育学者」ではない。実際には、彼(女)らのほとんどは自らを心理学者、社会学者、経済学者……と認識しているだろう(教育哲学を学ぶ私にも同じような感覚がある)。

このようにして、教育学部に「教育学者」が(ほとんど)いないという(外部から見ると)きわめて奇妙な状況が生まれている。

しかし、この奇妙さを無理に解消しようとする必要はないのではないか。中世大学的な「職業人養成」を目指した「教職教育学化」や、教員の「教育学者化」をもって奇妙さの解消を図ろうとすることは、実態の定かでない「教育学(者)幻想」に囚われた混乱を深める結果をもたらすように思われる。むしろ、学生、教員ともにいわゆる「理系」、「文系」が雑然と混ざり合う寄り合い所帯的な教育学部という場は、この奇妙さを創造的に寿ぎ得る場として独特の立ち位置にすることが強調されてよい。教育学部においてこそ、Bildung を可能にする liberal education が達成され得るように思う。

教育学部に期待されるのは「よい教師」を送り出すことであるとするならば、現在の教育の枠組みを、そして自分自身の枠組みを自在に検討できるような知性を学生たちの中に育てていかなければならない。そのためには、教育学部で行われる研究・教育が現在の教育の動向を基準にした「役に立つ」実践学であるだけでは不十分だと思われる。

Bildung も liberal education も適切な日本語に置き換えることが難しく隔靴搔痒の感は否めないが、「今、ここ」の狭い局面に自分や対象を限定してしまわずに、それを拡げていくことを可能にするような教育のあり方を探求していきたい。

生徒指導の実践力を養成する今日的視点 ―いじめ防止対策推進法を例にして―

学校教育臨床総合センター 吉田 浩之

1 「いじめ」に対する視点の変化

2013年6月に、いじめ防止対策推進法（以下、「本法律」）が制定された。本法律は、いじめは児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命または心身にまで重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、いじめの対策を社会総がかりで効果的に推進することを目的としている。しかし、本法律施行後の3年で、いじめによる自殺と疑われたケースは少なくとも20件（小学4年から高校3年の20人）である。その中で、次の事件は、いじめに対する社会全体の視点に変化がうかがえるものであった。

2015年7月、岩手県矢巾町の中学2年男子生徒（当時13歳）が列車にはねられ死亡（自殺）した。同級生から日常的に嫌がらせを受け、砂をかけられたり殴られたり、髪の毛をつかんで顔を机に打ち付けられている姿が目撃されていた。担任に提出の「生活記録ノート」には、いじめの苦しみや自殺をほのめかず深刻な内容が書かれていた。このいじめ事件に対する報道には、本法律の規定を基準に学校および教育委員会の対応を問う内容や、本法律の用語が随所に記されていた。そのような記述は、これまでのいじめに関する報道には見られなかった。いじめに特化した本法律の社会全体における認識の高まりと、いじめに関しては、本法律の規定を基準に厳しい視線が向けられる段階に入ったことを示すものであった。

2 重大事態に関する学校現場の理解状況

本法律では、いじめの中でも特に重大とみられる対象について、第28条に「重大事態への対処」として規定されている。第1項に重大事態の対象が示され、第1号に「児童または生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号に「児童または生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

また、重大事態に対しては、法令等で対処の手続きが定められているため、法的理解は必須になる。たとえば、学校が重大事態の情報を把握した後、調査主体については当該教育委員会が決定することになる。学校判断で調査主体は決定できない。学校が調査主体となる場合には、速やかに事案に対して調査組織を立て、そのメンバーには公平性・中立性を確保するために、外部者の参加が求められている。急遽、組織することは困難なため、学校では平素から構成メンバーを組織しておく必要がある。また、不登校重大事態（第2号該当）の調査手続きに関する通知（2016年3月11日）には、関連する資料の保管について示され、アンケート調査に回答した資料は、当該児童生徒の在籍期間、そして、その集計や報告書等は5年間の保管を求めている。通知の確認や理解が不十分であれば、教員がアンケート等を消去してしまう可能性があるだろう。しかし、教員研修会で本通知について取り上げてみると、そのことについて認識している教員は少数であった。児童生徒の生命や心身に深刻な事態を招く可能性が高い重大事態についてでさえ、学校現場における本法律や関連通知等の理解が十分ではない状況がうかがえる。

3 いじめ防止等に関する学生の理解状況

担当する生徒指導（学部および大学院）の授業において、受講者に対して、本法律および国の基本方針で示すいじめの防止等に関する内容の理解状況を把握するための調査を行った。いじめの防止（全21項目）、いじめの早期発見（全5項目）、いじめに対する措置（全28項目）の各項目に対して、「教員として、対応・実施しなければならない内容である」と、現段階で自分なりに理解している度合いについて、4件法（「4：十分に」、「3：少し」、「2：あまり」、「1：まったく」）で回答を求めた。その結果は、表1に示す通りである。

表1 法律等で示すいじめ防止等の理解状況の調査結果

対象	大項目		いじめの防止				いじめの 早期発見	いじめに対する措置				
	中項目	共通理 解	態度能力 育成	背景と指導 上の注意	有用感肯 定感	学び・ 取組	発見通報 の対応	生徒・保護 者支援	生徒へ指導・ 保護者助言	集団への 働きかけ	ネットい じめ対応	
大学院・ 現職教員 (14名)	大項目 平均値			3.3			3.6			3.2		
	中項目 平均値	3.3	3.4	3.4	2.9	3.3		3.4	3.4	3.2	3.7	2.3
教育学部・ 学生 (90名)	大項目 平均値			2.9			3.2			2.7		
	中項目 平均値	2.9	3.0	3.1	2.5	2.7		2.7	2.9	2.6	3.2	2.3

理想としては、全項目に「4：十分に理解している」の回答が期待されるが、現職教員でもそれに近い状況には至っていなかった。学生をみると「いじめに対する措置」に関する項目が他と比べて低かった。理由としては、児童生徒への指導や保護者への助言等、学校現場での実際体験を通じて理解が深まる内容であることが考えられる。また、「ネットいじめ対応」が他と比べて低かった。実際対応において法務省や警察等の他機関と連携する内容が含まれることから、教員養成の段階でそこまで見通す理解にまでは及びにくいと考えられる。

4 法的理解に基づく生徒指導力の養成

第18条には、教員の養成および研修の充実を通じた教員の資質の向上について規定されている。また、文部科学省・初等中等教育局教職員課による「教職課程におけるいじめ防止等に関する内容の取り扱い（連絡）」（2013年10月15日）では、各大学の教職課程において、教職を志す学生がいじめの問題に関する認識を深め、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処を適切に行う能力を高めることができるよう、「生徒指導の理論および方法」や「教育相談」等の科目において、いじめの防止等に関する内容の充実に努めるよう、全国公立大学、教職課程担当部局に伝えられている。

学校現場における実際体験を通じて生徒指導の実践力は向上する。しかし、その実践力は、法律的枠組みから逸脱すれば、厳しい指摘を受けることになる。特に、児童生徒の生命や心身に重大な影響を及ぼす問題については言うまでもない。教員を志す学生および学校現場の教員に対して、教員養成および教員研修の機会を通じて、法律的枠組みから生徒指導の実践的な理論・方法等が得られるようにする必要がある。教員養成段階において、それが達成されるように、最新動向や学生の現状等の分析を行いながら、重点的に取り上げる内容や授業方法について検討し、学生の生徒指導実践力の向上に供する授業実践に努めていきたい。

英語教育と “English” / literary studies

英語教育講座 金田 仁秀

大学で“English”をどのように教えるのか、その意義とはどのようなものであるのかといった事柄は、ここ数十年に渡って日本だけではなく西洋においても、“English”と関わる諸機関で活発に議論されてきた。これは、一つには 20 世紀後半の思想体系において“English”そのものの位置づけが大きく揺らぎ、研究への内省的な危機的意識が生じたことに起因している。こうした動向はまた、フェミニズムをはじめとした新たな批評理論が、“English”や“literature”をその生産や流通、歴史性や主体の位置といった文化的、社会的言説の磁場から批判的に問い直すことの必要性を体現してきたこととも関係している。それらが literary studies の流れを一変し、ポストコロニアリズムやジェンダー批評、クィア批評といった、さまざまな視座と批評実践を産み出す契機となったことは周知の事実だ。そして今日においては、それらがカルチュラル・スタディーズと称される包括的な領域を形成し、ある意味で“English”はその中に存在しているように思われる。

このような流れを踏まえると、“English”を、そしてとりわけ“literature”を研究する、或いは学ぶことの意義は終焉を迎えたかのように思えるが、そうした認識は正しくない。20 世紀になって制度化された新しい分野である“English”/literary studies は、ニュー・クリティシズムのような “literary” theory に留まらず、さまざまな哲学的、批評的言説と共に常に変容してきた。これは、Culler が指摘するように、“English”/literary studies が理論の働きを常に内包したものとして、実証ではなく“speculation”であることにもとづいている。“English”/literary studies とは、さまざまな自然化に疑問を提示するものであり、理論としてその射程を予期させないものなのだ。¹ このことはまた、“English”/literary studies が、歴史的な権力構造に絡めとられた言語とその作用をその研究対象とすることの証左でもあるだろう。それは諸々のテキストへの参与を通して、常に新たな知を探求していく。では、このように変容してきた“English”/literary studies は、今日、日本の教育においてどのような役割を持ち得るのだろうか。またそれは、どのように社会に働きかけ、機能し得るのだろうか。

現在の日本の中学校・高等学校の「英語」という科目においては、“English”自体が教えられることはない。それは主として文学部と称される学部での専門科目として、或いはあらゆる学部の一般教養科目として、大学や大学院で教えられている。そうした中、教員職員免許法施行規則第四条の教科に関する科目には、「英語学」、「英米文学」、「英語コミュニケーション」、「異文化理解」が掲げられている。そのため、「英語」の教職免許について認可を受けた日本の大学のカリキュラムでは、どのような学部名の下であろうと、通常「英米文学」の区分に英文学研究や英文学史といった科目が置かれている。こう見ると「英米文学」研究が英語教員の資質として必要であることは明白であるが、それは単に英文学や文化についての知識が必要であるというレベルで捉えるべきものではない。また、これら 4 つの区分はそれぞれ独立したように見えるが、そうした見方は適当でない。これらが横断的であることは、“English”が本来的に持っている機能を考えれば明らかである。そして、何よりもここに、“English”/literary studies が大学で学ばれる意義がある。

近年の英語教育が重点を置いているものにコミュニケーション能力があるが、この語は、伝統的に行われてきた訳読方式や文法中心の英語教育に対置するものとして捉えられる傾

向があるため、専ら「会話」能力を指すように感じられてしまう。しかしながら、コミュニケーションとは「会話」でもなければ、現前としての意思伝達のことではない。意識や意図というロゴスに信頼を置きながら、ナイーブな言語観や音声中心主義を持ち出すことなど、理論的にも実質的にも問題がある。その一方で、このエクリチュール作用を認識しながら、それが産出する場がどのように構築されているのかを問うことは必要である。これこそ「共有する」という意味でのコミュニケーションに求められるものだ。そしてこれは実際、日本における英語教育改革で唱えられていることと対応している。

文部科学省の「グローバル化に対応した英語教育改革実践計画」を受けて平成 26 年 2 月に設置された有識者会議は、グローバル化の進展の中で、「異文化間理解と異文化間コミュニケーション」の重要性を掲げながら、「主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」の育成が必要であると、それをもとに「情報や考えなどを積極的に発信し、相手とのコミュニケーション」ができることを目指すとしている。そして「4 技能を活用して実際のコミュニケーションを行う言語活動を一層重視」し、「積極的に英語を使おうとする態度を育成することと、英語を用いてコミュニケーションを図る体験を積むことが必要である」と述べている。²「様々な社会的・職業的な場面」が想定され、「4 技能を活用し」とされていることを考慮すれば、ここでの記述が表層的な「会話」に限定されていないことは明確だ。ある文字の辞書的意味を理解しそれを発話しただけでは、コミュニケーションとならないことは、言語の文化的、社会的な側面に目を向ければ明らかだろう。コミュニケーションとは、常に諸々の権力構造と文化的事象と共にあり、その時々の意味作用に絡めとられる。そしてこれは、まさに“English”/literary studies が扱う事柄だ。それは、「作品」ではなく、テキストを読むことを通して、それらを思考し、判断し、表現することの必要性を追い求める。

扱う題材は多岐に渡るとしても、“English”/literary studies がすべきこととは、本来の rhetoric が目指したものと同一である。それは、Eagleton が述べるように“the study of verbal tropes and figures and the art of persuasive public speech”という二つの側面から、“a kind of discourse theory”としてテキストに迫ることである。³ 「英語」という言語を学ぶことの主たる目的が、多様化するグローバル社会における相互理解を目指したコミュニケーションであるのならば、“English”/literary studies はそれに大いに貢献し得る。そのような社会に生きる未来の世代に必要な「英語」を教える教員を育てるために、大学でそれが果たす役割は大きい。同時に“English”/literary studies は、単なる「英語」学習を超えて、社会というテキストの権力構造を読み解き、他者との対話を導くものとして機能する。これこそ言語と社会への関心を土台とした、さまざまな事象の「共有」であるコミュニケーションの可能性を開くことだ。そして、これを伝え育むことに“English”/literary studies の教育的な意義があると言えよう。

注

1. Jonathan Culler, *The Literary in Theory* (Stanford: Stanford UP, 2007) 4.
2. 文部科学省 HP, 「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告～グローバル化に対応した英語教育改革の五つの提言～」 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/102/houkoku/attach/1352464.htm)
3. Terry Eagleton, *How to Read a Poem* (Oxford: Blackwell Publishing, 2007) 10.

教育学部における数学教育について

数学教育講座 石井 基裕

1 はじめに

私の（数学）教育に対する目標は一人でも多くの学生に大学で数学を学ぶことはとても有意義であることを実感してもらうことである。そして数学を通して習得した能力を教育・研究活動のみならず、現実社会においても存分に発揮できるように学生を励ましていきたい。そのために学生には単に知識としての数学を学ぶのではなく、数学の論理的思考の重要性を意識して伝えていきたい。また数学の「役に立つ」という側面のみではなく、学生には芸術作品や文学作品に触れるように数学の面白さ、理論の美しさを味わうための美的感受性を身に付けて、それらを児童・生徒に伝えることができる教師になってもらいたい。なぜならば、数学が世の中の役に立つことを理解してもそれが数学への興味や勤勉に直結するとは限らないからである。また科学の歴史を眺めてみると、数学に限らず美しい理論というものは長い目で見れば将来実際に役に立つことが多いのである。

高校までの算数・数学と大学数学との間には論理の厳密性等において大きな違いがある。そのため学生にとっては大学数学で学ぶ高級な内容が実際の教育現場で本当に役に立つのかという疑問・不安を抱かせてしまう可能性が少なからずあると思う。実際、数学専攻の多くの学生は数学に対して苦手意識を抱いており、数学の学習に対してあまり意欲的でない学生も少なくない。そのような学生を励ますためにも、以下では今年度に観察した学生の様子から浮かび上がった課題を明確にし、私の今後の教育活動に対する目標を述べる。

2 学生の実態

私が今年度に教育実習 A・B で指導を担当した教育実習生達は短い実習期間であるにも関わらず児童・生徒達と良い信頼関係を構築できており、統率力を発揮して教師らしく堂々とした態度で真摯に取り組んでいた。受入校の先生方の教育実習生に対する評価も高く、私自身も教育実習生に対して好印象を抱いた。一方で教育実習生は授業や指導案などの表面的な部分を綺麗に整えることを意識するあまり、肝心の教科内容の理解という点ではいくつ問題点が散見された。例えば、研究授業後の研究会において、指導案の内容とは食い違うような学生の発言があったり、授業の目的をうまく説明できないような場面もあった。このように課題は山積しており、学生自身も我々教師側も、教育実習生が外見上は素晴らしい活動を行ったとしてもそれだけで満足してはならない。

また、私が今年度に担当した学部・大学院における講義では私が認識している範囲での他大学の学生と比べても多くの学生は真面目に勉学に取り組んでいる様子であった。しかし早急に改善すべき点多々存在する。例えば、大半の学生の授業態度は受動的であり、分からない問題を粘り強く考察することができず、他人に頼るという気質が多く見受けられた。また学生は数学の学術的な内容や理論の美しさ・面白さを理解することよりも落第しないように心掛けることばかりに意識が向かう傾向がある。学生が分からない問題に直面した時に、土台何が分からないのかを学生自身が明確に説明できないという場面にもしばしば遭遇した。このような状況に陥るのは、扱う対象の定義を学生が正確に理解していないことが要因であることが多い。すなわち、学生は論理的思考を行う際の出発点である公理や定義の重要性をあまり認識していないようなのである。この点を改善しないと、例え

ば学生が将来教師になった時に分かり易さを優先するあまり児童・生徒に迎合して日常生活に現れる曖昧な言葉を用いて定義を述べたり、更にはそもそも無定義の状態で議論を進めてしまう危険性がある（ただし無定義のまま議論を進めて最終的に良い定義を与えることが目的である重要な学問領域もあることに注意する）。分かりやすく伝えることはもちろん重要であるが、そこに厳密性を欠くと、上記と同様に問題に直面した時にそれまでの知識や論理の蓄積は全て崩壊し、何が分からないのかを自分でも分からないという状況に陥ってしまう。大学卒業後は他人に頼らず自分自身で考えなくてはならない場面に多く遭遇するはずである。そのような場面でも深く考え、安易な解答に甘んじることなく自分の考えを客観的に批判するための訓練を手助けする必要がある。

3 今後の目標

私は数学を通して習得できるものの中で論理的思考能力が特に重要であると思う。現実社会における様々な問題はある決まった規範の下で対処していかなくてはならないが、その際数学の問題に取り組むことと同様の思考方法が重要な役割を果たす。すなわち、まず簡単な状況（具体例）を考察し、本質を見極め、問題を易しい断片に分解し、少しずつ迫ること、また類似の状況を考察し一般化や応用の可能性を検討することである。このように数学の論理的思考は現実社会においても大いに役立つ普遍的な能力であるが、それらにより厳密性を増す大学数学においてこそ深く習得していけるものであると思う。

学生が考える力を身に付け、実践できるように以下のような活動を通して学生の手助けをしたい。例えば演習の際、教科書や帳面の参照を認め数学用語や定義を失念する等の理由で学生の思考が停止する状況を防止する。また理解した内容を学生同士で説明し合う機会を多く設け、自分自身で考え、それをうまく伝える習慣を身に付けてもらいたい。教師から学生に向けて積極的に励ましの言葉を掛けることも重要である。学生からのどのような基本的な質問・疑問に対しても真剣に向き合い、学生が躓く点を見極めた上で適切な思考方法を助言し、最終的には学生が独力で答えに辿り着けるように心掛けて指導したい。

私が児童・生徒であった頃は問題に取り組む際に見直しや検算を行うように教師から常々指導を受けていた。しかし今の学生は見直し・検算を行う習慣があまり身に付いておらず、私は最近の算数・数学教育においてそれらがあまり重要視されていないのではないのかと危惧を抱く。算数・数学において自分の解答を見直す活動を通して、より一般に日常生活の中で自分（や他人、更には政府）の意見を客観的に批判することや簡単な失敗を犯す危険性を回避するための能力を効率的に養うことができる。以上のような学生の実態を踏まえ、見直し・検算の習慣を習得できるように基礎から意識的に働きかけたい。

絵画などの芸術作品は素人でも実際に目で見てその美しさを味わうことができる。しかし数学の場合は定理や理論の内容を認識したり、更にはそれらに対する美的感受性を養ったりするためにはある程度の訓練が必要である。一方で教師の伝え方によっては数学の美しさ・面白さを多少は児童・生徒・学生と共有することができる。しかしそのためには数学に対する深く幅広い知識の理解とそれらを厳密性を失うことなく且つ分かり易く伝える能力が要請される。私はこのような能力を今後も養い続けるために、自身の研究分野に限らず（数学以外も含めて）幅広く学問を学び続けていきたい。

以上のような活動を通して学生が抱える課題を克服するための手助けをするとともに、私自身の教育に対する姿勢が将来教師となる学生に良い影響を与えることができるように強い責任感を持って教育に従事していきたい。

FD センターの活動を振り返って

音楽教育講座 川上 晃

教員養成 FD センターの活動には、平成 25 年度～28 年度の 4 年間参加させていただき、多くの先生方にたいへんお世話になった。とくに、附属学校園の先生方と親しくお話ししながら、附属の研究や実習について多くのことを教えていただけたことは大きな喜びであった。今後、学部の先生方、とくに新任教員の先生方には、いままで以上に附属学校園に足を運んでいただきたいと思うので、4 年間の活動を振り返って、気づいたこと、改善できそうなことについて、すこし書いておきたい。

1 新任教員研修会

FD センターでは、毎年度はじめに新任教員研修会を開催してきた。筆者が出席した平成 25 年度～27 年度の新任教員研修会の内容は以下のような内容であった。

- ①本学教育学部の歴史、組織、特色、本学の取り組み（教育学部長）
- ②附属学校園の役割（副センター長）
- ③教員養成のしくみ（学校教育臨床総合センター長）
- ④運営委員の紹介・新任教員の紹介
- ⑤FD センターの目指すもの（FD センター長）

どの年度の研修会も、①～③の講話を中心とする、たいへん充実した内容の研修会であったが、新任教員の先生方に、附属学校園のことを知ってもらい、附属学校園に積極的に足を運んでもらおうとするのであれば、附属学校園についての情報提供は必ずしも十分でなかったと思う。新任教員の先生方の場合、附属学校園の場所を知らずに仕事をスタートさせると、年度早々に行われる附属小学校の公開研究会（5～6 月）の研究授業に参加する機会を逃してしまう恐れがある。本学部の附属学校園は大学から離れた場所にあるため、経験年数の長い先生からも、附属学校園の場所を知らないといわれることがあるが、今後はそのようなことがあってはならないので、新任教員の先生方には、年度当初に附属学校園の場所をていねいにお知らせし、できれば、実際に訪れる機会を設けた方がよいと思われる。FD センターは教育学部附属小学校に設置されているのだから、新任教員研修会や教育サロンなどを附属小学校の FD センターで開催することを考えてもいいのではないかと思う。

2 公開研究会

FD センターではこれまで 1 年に 2 回「教育サロン」を開催し、公開研究会や教育実習に参加した先生方が感想を述べあい、議論する場を提供してきた。第 1 回教育サロンは附属小学校公開研究会終了後の 7 月、第 2 回教育サロンは教育実習 A、B 終了後の 12 月～1

月に行われており、第1回サロンでは、夏休み明けの教育実習への参加の仕方も話題にしてきた。附属学校園の公開研究会と教育実習への参加は、FDセンターがもっともたいせつにしてきた活動とあってよい。しかし、公開研究会の年間の開催日程については、学部教員には意外に知られていないのではないかと思う。公開研の開催日程は、附属学校園のホームページをみればわかることだが、大学では、先生方のメールボックスに入れられるチラシ、ポスター、教授会での附属学校園報告などによって知らせてきたので、それぞれの公開研究会のお知らせは、開催日直前になっている。しかし、公開研究会の重要性を考えた場合、直前の知らせだけではなくて、年度はじめに、附属学校園の公開研究会全体の日程を知らせるようにした方がよいのではないかと思われる。現在、教育学部の学年歴には、附属学校園の公開研究会の日程は記載されていない。年度はじめの、新任教員研修会の行われる4月第1週には、各学校園のホームページに公開研究会のお知らせがアップされていないこともあり、教育学部教務係にも知らされていないことが多い。4月はじめに公開研究会の開催予定を知ろうとすると、個々の教員が各学校園に電話をかけて確認しなくてはならない。附属学校園における研究や教育は、学部教員にとって、これまで以上に重要性が増してくると考えられる。新任教員や学部教員に附属学校園へ積極的に足を運んでもらい、公開研究会に参加してもらうためにも、公開研究会の年間スケジュールを学部教員に早めにお知らせするようにしたほうがよいと思う。

3 教育実習

教育実習には実習A、B、C、Dがあるが、附属小学校と附属中学校の教育実習は実習Aで行われるから、学部教員が実習Aに積極的に足を運んでくれれば、附属学校園の教育実習に対する理解はかなり深まると考えられる。この場合、もっとも重要なことは、教生の授業予定表の入手だと思われる。附属中学校の場合、9月上旬の公開研究会が終わると、教生の授業がかなり多めに行われているので、学部教員が参観に行けば、教生の授業をみることはだいたいできる。しかし、附属小学校の場合、1人の教生の授業（学習指導）時間はそれほど多くなく（通常3時間）、学習指導が実習第1週から行われていることもあり、早めに授業予定表を入手できないと、参観したい授業の参観が終わってしまうこともある。附属小学校の場合、授業計画表は職員室横に貼り出されているのだが、教育学部の掲示板には貼り出されないし、実習委員会や教務係から学部教員に知らされた年もあるが、必ずしも毎年知らされてはこなかったといえる。筆者は教育学部で30年以上教育実習を参観してきたが、教生の授業計画については、個々の実習校に教えてもらわなければわからない年がほとんどであった。

平成28年度の附属小学校の教育実習では、自専攻（音楽）の教生の授業だけでなく、数学専攻の教生の音楽の授業を見たり、国語専攻の教生の図工の授業を見たりしながら、学んだり発見したりすることも多かった。このような授業は、他専攻の教生の授業予定もみられる授業計画表がなければ、なかなかみられない授業といえる。学部の先生方には、研究室の指導生から授業予定の連絡が行われていると思うが、実習の参観は、研究室の指導生だけに限られるものではないのだから、授業計画全体のわかる予定表をできるだけ早めに学部教員にお渡しすべきだと思う。

私の考える教育の原点とは

技術教育講座 本村 猛能

私は最初、都内の公立中学校に勤務していました。その頃は、最も中学校が荒れている時代で、大学時代の恩師に教えて頂いたことを自分なりにアレンジしながら日々勤務していました。その様なことも踏まえながら教育に関する事を幾つか述べさせていただきます。

－教師（学級担任）の心構えとして－

(1) 生徒一人一人について理解を深める

生徒は、様々な能力・適性、興味・関心を持っています。生活環境や性格も異なります。特に中学生は多感な時期であり、様々な不安や悩みを経験していきますので、共感的理解が大切です。そこで、日頃から生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を大切にしました。生徒の理解を深める例として実際には、・生徒一人一人の心の継続的な観察、・定期的な家庭訪問以外にも保護者との不断の対話、・学年を超えた教員や部活動の顧問からの情報、・小学校や前学年の学級担任（普段の会話にもヒント有り）からの情報、などを実行しました。

(2) 生徒との人間的な触れ合いを大切にする

生徒との信頼関係をつくるように努めることが大切です。

信頼関係は学級担任の生徒に対する授業と日頃の接し方や言動によってつくられます。

メラビアン¹の法則では、コミュニケーションは、文字情報は7%、言語的内容は23%で、非言語的内容が70%とされています。つまり、教師の普段の黙々と行動する行為や態度が最も深く生徒に伝わると思います（経験上私自身も確信しています）。

(3) 生徒の問題を親身になって受け止める

生徒は、学校生活の中で様々な悩みや不安をもっています。

学習、友人関係、クラブ活動、親子関係、自分の将来に関する事などが考えられます。学級担任はまた、保護者の訴えに向き合うことが大切で、必要に応じて教育相談の機会を持つことが必要です。こうした相談を通して、生徒理解が一層深まり、様々な問題への早期の発見や対応も可能になります。このとき、相談の内容が深刻な場合は、より専門的な援助や助言などが求められる場合もあり、学級担任が無理に問題を抱え込んではいけません。必ず相談するようにしました。ただ、小規模校、例えば都心の中学校などでは、1教科1人が当たり前ですし、現在小中学校教諭は非常に煩雑な業務に追われ、なかなか個々に相談する時間が取れないといった現状があります。

そこで、次のような生徒の変化、・学業成績の変化「心が勉強から離れてきた」・言動の急変化「急に反抗的になる」「急に話さなくなる」「遅刻・早退が多くなる」・行動面の変化「顔色の優れなさ」「表情のこわばり」「けがの頻発」、などに配慮するよう心がけました。これらの変化は、普段の学級での様子やクラスの仲間からの情報、給食時や掃除活動時にさりげなく聞くことで情報を得ることが出来るかと思えます。

(4) 問題行動には毅然とした態度で臨む

学級内では、基本的な生活のルールに関わる指導の場面が様々に起こり得ます。規則に公然と違反する行動や、他者を否定するような言動が見られる場合もあります。学校においては日常の問題行動からしっかりと注意するなど、その行為の意味やそれがもたらす結果や責任などを理解させる毅然とした指導が大切です。私が赴任した中学校では、事例として、暴言や暴力他、「突然ガラスが割れる」、「消化器の粉が廊下に散乱する」、「トイレが水浸しになる」、「ある授業がボイコットされる」、「給食のおかずの中に農薬が混入される」などでした。その様な状況下においては、社会のルールを学校でもきちんと説明する、といった学校全体の指導方針の下、学級でも指導の方針を明確に示し、生徒に対して「社会の一員」としての責任と義務の大切さを伝えていくことが必要です。実際に取り組んだ方法としては、・保護者・生徒・教師の3者討論やディベート方式の討論、・トロードオフによる妥協点、から、・技術の授業の中で物の大切さを指導、・文化祭などで教師の技を見せる、あるいは、クラス全員で展示の準備、など発展的なものもありました。

—授業こそ教師の腕の見せ所—

このように考えていくと、何より授業が大切です。授業が成立しないでは、「陶冶」はあり得ませんし、授業の中でこそ十分に生徒の心に訴えかける「訓育」的指導が可能です。そこで、その教科指導（私は技術科教育ですので中学校技術科）の経緯を紹介します。

普通教育としての技術科教育は、主として生産技術を柱とし、工夫創造する能力を実験・実習を通して習得することにあります。しかし、実際に実践していく上では、地域の特性を生かした学習が必要です。具体的には、地域の自然条件、文化的条件、社会・経済条件を考えなければなりません。この条件のもとに、公立中学校での技術科教育の内容は、『その主な学習対象を現代工業の基礎知識(工学)におき、これに関連する生活技術も併せて含むもの』と考えています。つまり、生産技術教育と技能教育的な両面を備えたものです。もちろん、学習展開では、生徒の技術的思考を段階的に高めるように配慮し、特に技術に関心のない生徒や実習を敬遠する生徒にとって、知識の認知過程に歪みを持たせないよう生徒の思考発達に合うものを取り入れる配慮が必要です。また実習は地域性を考慮に入れ、理論に裏打ちされた技能の体得と共に、技術的な「ものの見方、考え方」を養い、労働の在り方と喜びを含むよう留意しています。

赴任先の中学校は地域性として職人や町工場が多かったので、保護者と協力してテレビやラジオに内蔵されるプリント配線板の町工場を見学させて頂き、授業で製作させるラジオにこの工場での生産過程を取り入れました。授業では、基本的なプリント基板に回路の設計を各自が行うことからスタートし、製作までを行いました。ここで実習は必ずしも個人的なものでなく、集団的な関わりで各自が協力し合うとき、個々人の能力を遙かに超えた集団の成果や味わい、などを体験できます。つまり、実習は生徒の内なるものを具象化する技術的行為の実践を備えたもので、生徒の思考と行動を直接結合させることができるという点に特徴があり、これが技術科の普通教育としての重要な役割です。そのため、製作実習を中心に実用的物をつくり、完成させる喜びと労働の楽しさを味わわせられることが望ましいと考えます。このような実践を通して少しずつですが、学校生活の基本的なこととして「物を大切にする」という意味も彼らなりに考えることができました。

－この様な現場経験とその経緯の結果は－

先述のように、当時校内暴力の最盛期で次々と同僚が辞めていく中、赴任後3年目でしたが、卒業も間近になった3月に、3年生が今まで破壊してきた教室やトイレの壁あるいは設備を保護者と一緒に修理し始めました（赴任直後に1年生の担任となり、3年まで持ち上がり担任をしました）。そして卒業式直後、男子生徒の何人かが「技術室に来て欲しい」との依頼がありました。当時、校内暴力が当たり前でしたので、校長、教頭さんは『それは卒リンだから行かない方が良い』とおっしゃっていましたが、私はためらわず技術室へと足を運びました。すると、男子卒業生全員が技術室におり、『自分らはこれまで幾つもの設備や道具を破壊した。かなり修理したがまだ不足しています。後輩のために、少ないけれど技術科の工具として使ってほしい』と、段ボール3箱の木工具・電気工具・金属加工具をプレゼントされました。こっそりと、かれらはバイトをしていたようです。

お二人の恩師の先生方にこの話をすると『私の弟子として何とか先生らしくなったな』と目に涙を浮かべて喜んで頂いたことを覚えています。そして言われたことは、『生徒にとって教師は信頼し、尊敬したい対象である。これが薄れたときに、現象として校内暴力、破壊などが発生する。この現象は、いわば教師への正直な合図である。これを率先して解決できないようであれば、どんな立派なことを言っても教師でないのに等しい。その源は、まず相手との信頼に始まる。そう出来なければ生徒が迷惑、すぐに退職届を出しなさい。』ということでした。この恩師の一人の方が、6年前に体調が良くないという情報を知り、直接岩手（岩手の大学学長をされていた）まで何うことを連絡したところ、『私に見舞いに来る時間があるのなら目の前の学生の指導をしっかりとしなさい』と電話口で怒鳴られました。その2～3日後に亡くなりました。また、もう一人の恩師は、お会いすると良く「遠方の草原を見よ」と言われます。身近な不愉快なことはあっさり忘れて、遠方の緑の草原を望もうというものです。この言葉を先生は、「あきらめること無く続けていれば必ずそのようになる」「物事を俯瞰しなさい」といった意味で言われていたのですが、地平線に見える草原のない我が国では実感が湧きませんが、いつもすがすがしく想い出されます。現在95歳で、今も時々連絡が来ます。やはり私もこのお二人の先生方の考えが非常に大切だと思います。

この様な考えや行動が私の考える教育の原点です。

そして、これから附属学校と本学教育学部の連携をより密接に行うためには、『何のための連携か』ということを中心にしながら『教育』というものを考えていければと思います。

FDを通して大学教員と附属学校園が連携(交流)することの意義

附属小学校 副校長 今井 東

1 はじめに

昨年10月末に、埼玉県さいたま市で開催された、「第53回全国国立大学附属学校連盟副校長会研究会」に参加した。その席上で、全附連事務局長の田中一晃氏より、現在、国で議論が進められている、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」についての報告があった。有識者会議の中で附属学校の課題として挙げられているのは、およそ次のようなことであるとの紹介があった。

- (1) エリート校化している。
- (2) 公立学校に役立つ研究となっていない。
- (3) 業務のスリム化が進まない。
- (4) 地域住民とのつながりが希薄である。
- (5) 大学とのつながりが希薄である。
- (6) 附属学校の存在意義が低下している。 等

これらの課題は、附属学校園の課題をうまく言い当てており、私も日頃から実感していたことである。

しかし、教員養成FDセンターを十分に機能させることで、(5)の課題はもちろん、(2)や(6)の課題解決につながると考えている。

以下、附属学校園の使命という観点からその理由を述べる。

2 公教育のモデルとしての附属学校園の使命

附属学校園の大きな使命は、まず、公教育のモデルとして県下の学校や園に役立つ研究成果を示すことである。公教育のモデルたり得る研究や実践を公立の現場に示すことができるか、これが、(2)の課題である。

現在、本校の教職員(本務教員)の平均年齢は33歳であり、ここ10年で最も若くなっている。このような状況の中、教職員は、(2)の課題解決に向け真摯に取り組んでいる。しかし、各教科等の専門的なバックボーンが十分でない若手教員は、研究や授業づくりにおいて苦勞しており、参観者を納得させるものを示すことが難しい状況にある。

そのようなときに、FDを通して大学教員に積極的に附属学校園に足を運んでいただき、現場の様子をもとに教員(特に、若手教員)との交流を図っていただくことは、附属学校園(本校)にとって、たいへん貴重な課題解決の糸口となる。附属学校園が公立学校現場のニーズを踏まえつつ、大学教員からの専門的な立場からの助言をいただいて研究や授業づくりが進められれば、これほど心強いことはない。

FDを通した大学教員と附属学校の連携は、公教育のモデルとしての附属学校の使命達成のために大きな意味を持っている。

3 優れた教員を育成・輩出する「教育実習校」としての附属学校の使命

附属学校園のもう一つの大きな使命は、質の高い教育実習を行い、公教育に貢献できる優秀な教員を一人でも多く輩出することである。

そのためにはまず、附属学校園の教員の指導力を高めることが大切である。しかし、本校では、先ほど述べたような若手教員が多いため、すべての教員が教育実習で何を指導すべきかを十分に理解しているとは言い難い。ともすれば、指導案の作成の仕方を一からすべて実習生に身につけさせようと躍起になり、実習生を消化不良の状況に追い込んでしまうかもしれない。

教育実習の指導はかくあるべき、という指導の内容や手順をしっかり教員が理解していて、要点を押さえた指導ができなければ、実習の効果は上がらない。

そこで、実習の効果を上げるための方策として考えられるのが、FDを通した大学教員の積極的な授業参観である。大学教員が附属学校園での実習の様子を数多く参観し、その後、教育実習の指導のポイントについて附属学校園の教員と情報交換し合うのである。このことは、附属学校園の教員にとって大きなメリットとなる。日頃、大学の教職課程で、大学教員が学生に指導している内容やその中での課題等について、直接話を聞くことで、本当に学生に指導すべきポイントが明らかになるからである。

また、大学教員側のメリットも大きい。附属学校園での実習生の授業を数多く参観することで、大学での講義や演習がどの程度実習生に身につけているのかを直に確認することができるからである。そして、そこで確認したことを以後の講義や実習に反映させることができるからである。

このように、大学教員が教育実習の様子を数多く参観し、附属学校園の教員と情報交換し合うことは、双方にとって大きなメリットとなり、このことが、附属学校園の使命である教育実習の質の向上につながる。そして、教育実習の質の向上は、(6)の課題解決にもつながるのである。

4 おわりに

以上、「2」「3」で述べた使命の達成に向けた取り組みをFDを拠点として行えたなら、これこそが、FDを通して大学教員と附属学校園が連携する意義である。また、このことが、有識者会議の中で出された冒頭の附属学校の課題解決につながる。

さらに、上記の取り組みは、大学教員と附属学校園とが連携した「教員の資質向上」の取り組みそのものである。一つは、附属学校園の教員の資質向上、一つは、次代を担う教員である教育実習生の資質向上、そして、大学教員の資質向上である。結果としてこのことは、大学と附属学校園の信頼性や存在意義を一層高めることにもつながるのである。

日常的な風景として、大学教員がFDを拠点に自由に附属学校園の中を歩き回る。そして、当たり前のように授業参観をしたり教職員と情報交換を行ったりする、そんな姿が見られることが理想である。その実現に向け、今後ともよりよいFDセンターのあり方を学部と附属学校園とで共に考えていきたい。

現在、厳しい状況に置かれている大学や附属学校園を活性化する鍵となるのがFDセンターである。

大学教育が教育現場を参観することの意義について

附属小学校 教諭 吉井 健人

1 はじめに

2017年の学習指導要領改訂に向けて、議論が進む中、児童の資質・能力の向上だけでなく、教員の資質能力の向上が目指され「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」及び「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の議論も進められている（中央教育審議会答申，2016年）。さらに、それらのことを踏まえ、これからの国立教育養成大学及び附属学校の在り方が議論されている（国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議，2016年）。そこでは、少子化社会を迎える我が国にとって、教員養成である国立大学、大学院、附属学校の課題が指摘されている。附属学校に関わる課題としては主に次のとおりである。第1に大学や学部の附属でありながら、大学の教育に関する研究への協力が弱い。第2に大学・学部の教育実習計画に基づく教育実習の実施や、教員を目指す学生に対する体験的な実習の実施が公立学校でも行われている中、その存在意義が低下している。第3に先進的・先導的な教育課題への取組が求められるはずが、エリート校・進学校化しており、その存在意義が見えない。第4に地域の公立学校等をリードする指導的・モデル的な学校になっていない。今後、附属学校が教育に果たす役割を含め、群馬大学の教員が教育現場に参観することの意義について考えたい。ここでは、附属小学校の現状と課題から、大学教員が教育現場を参観することの意義について述べていく。

2 附属小学校の現状と課題について

附属小学校では、数年前からFDセンター及び共同研究センターなど大学教員との連携を可能とする組織が位置付いている。しかしながら、形骸化し、その機能を果たしているとは言いがたい。特に、大学の附属でありながら、研究などの面で連携及び協力をしてきていない現状がある。その原因としては、附属小学校としての歴史や教育に関する独自の附属文化や価値観が存在している。そのため、大学の研究に対する抵抗感や固定的な観念を抱いている。また、附属学校で独自に研究テーマを設定しているので、必ずしも大学の研究テーマやニーズと合わない。その上、大学の研究についての認識不足や誤解があり、大学の研究や先進的な知見に抵抗を感じている教員も多い。さらに、物理的な問題もある。共同して研究するために、意見交換や意思疎通を大学教員と図らなければいけない。しかし、附属小学校と大学の距離があるため、交流する機会が簡単に持てていない。

3 今後について

大学の附属である小学校として、これからは、大学教員と附属教員のさらなる連携が必要と考えられる。そのためには、大学教員がさらに積極的に教育現場を参観し、附属教員と意見交流することが重要になるだろう。また、教科教育学を専門とする教員との連携だけでなく、各教科の専門的な知見を生かした研究にも着手する必要がある。しかしながら、すぐに専門的な研究を教育現場に当てはめるのは難しく、齟齬が生じる。そこで、まずは教科教育学を専門とする教員がコーディネーターあるいは第2の研究協力者となり、専門的な知見

を教育現場に応用させることで，教育現場に役立つ研究となるのではないかと考える．

4 大学教員が教育現場を参観することの意義について

今後，大学の知見や研究成果の活用し，独自の先進的な取り組みを公開し，地域の公教育のモデル校としてその役割を果たすためには，大学と一体となった附属学校の意識改革や体質改善を図る必要がある．そのため，大学教員が教育現場を参観することは，その第1歩としての意義があるだろう．まずは，積極的に教育現場の現状を参観して頂きたい．

大学教員が教育現場を参観することの意義について

附属小学校 教諭 佐藤 真樹

FDセンターが附属小学校内に設置されている目的は、大学教員の資質・能力の向上、組織成長に向けた教育支援の企画・開発・援助を行うことです。それは、学生の指導に生かされ、群馬県の教育の発展につながるものと言えます。FDセンターの活動は、大学教員、学生、県内の子どもたち、それぞれの立場にとって意義のあるものです。この度は、FDセンターの活動の1つである大学教員が教育現場を参観することの意義について、私自身の経験を基に述べたいと思います。

私は今年度附属小学校に赴任しましたが、それまで10年間、県内の小学校に勤務していました。県内の多くの小学校では、担任がその学級のほとんどの教科を受け持ちます。学年に複数の学級がある場合は、学年会で検討された教材を使い、共通の方針で指導することで学級間の指導内容に差が出ないように努めます。しかし、指導方針を統一しても指導方法を共有することは難しいのが現状です。教員同士がお互いの授業を見合う習慣がほとんどないからです。小学校教員には空き時間(授業を行っていない時間)が週に数時間しかないという理由もありますが、私の場合、他学級への不干涉のような意識が働き、「授業を見せて下さい。」という一言がなかなか言い出せなかったように思います。他の教員と授業を見合うことのない環境では、視野が狭まり、これまでの自らの経験だけに頼った実践しかできなかつたように思います。赴任した当初は大変戸惑いましたが、附属小学校には、他教員の授業を気軽に見に行ったり、授業についてお互いに意見交換したりできる雰囲気があります。このような、習慣や雰囲気が附属小学校の授業実践を支えている要因の1つだと思います。教員同士がお互いの授業を見合い、意見交換していくことがより質の高い実践につながると考えます。

では、県内の将来の教育を担う学生達が、私のように閉鎖的な状況に陥らないためにはどうすればよいのでしょうか。それは、学生の内からできるだけ他人の授業を見る習慣をつけることだと思います。授業は見合うもの、お互いに意見交換するもの、というのが当たり前になることが大切です。そのために、大学の先生方にも日常的に学生達と学校の授業を参観していただき、専門的な見地から意見を述べていただいたり、授業を見る視点を学生達に示していただいたりすることが、学生達の授業を見る習慣作りにつながるのだと考えます。そして、大学教員、学生達に多くの授業を見る環境を提供する役割を担えるのがFDセンターです。

現在、群馬県では教員の大量退職の時期が到来し学校現場における計画的な人材育成が求められるようになりました。こうした中、学校が社会の様々な要請に応え、質の高い教育活動を展開するために、OJT(On the Job Training = 学校内でできる人材育成)が推進されています。OJTを効果的に推進する手法の1つであるメンタリング(mentoring = 経験が豊かな人が少ない人と意図的・計画的・継続的に交流し、自発的な成長を支援すること)を行うためには、教員同士が授業を見合い、意見交換する習慣が不可欠です。10年後、20年後の群馬県の教育の向上、さらには社会の発展につながるFDセンターの活動に期待しています。

編集後記

- ◇ 『教員養成FDセンター報告書(第7号)』は、FDセンター運営委員、学部新任教員、附属学校教員など、多くの方々の協力のもとにつくられました。この報告書が、大学教員と学校教育現場の研究、交流の場として発展していくことを願っています。
- ◇ 内容的には、FDセンター運営委員会から発信として、「群馬大学教育学部 学校現場学習の手引き(案)」では、附属学校園との連携による積極的な研修の在り方に関する忌憚のない率直な意見を踏まえて、「試案手引き」を作成しました。また学部新任教員からの発信として、「学部教員として自分の専門性を高めていくために」では、新任教員6名の方らか、寄稿していただきました。正直、難しいテーマですので、申し訳ない思いでいっぱいでした。でも、先生方は自分の切り口から各自が味わいのある、しかも読み手に示唆を与えてくれる内容を提示してくれました。全体構成をするかたわら、一編々拝読しては今までの自分の教師生活を振り返る契機を与えてくれたことに、編集責任者としてうれしく思いました。また、FDセンター運営委員からの発信では5名の方から寄稿していただきました。深く感謝申し上げます。専門的な視点から授業内容について端的に指摘して下さったり、参観することで自分の実践を誠実に省察(reflection)したり、温かに見守る視点から謙虚に学んでいたりと、その先生のお人柄が滲み出た内容となっておりました。本当にありがとうございました。
- ◇ 最後に、本号を刊行するにあたり、ご多用中のところ、大変さをみせず快く執筆をお引き受けいただき、それぞれの味わい深い玉稿を賜りました皆様に、当センターを代表しまして、衷心より感謝申し上げます。

教員養成FDセンター報告書

平成29年3月31日発行

発行 群馬大学教育学部教員養成FDセンター委員会

〒371-8510

群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地

電話(直通) 027-220-7385(事務局)

ファクシミリ 027-220-7381

印刷 上武株式会社印刷

平成28年度
群馬大学教育学部

教員養成FDセンター推進プロジェクト

報告書

平成29年(2017年)3月

群馬大学教育学部
教員養成FDセンター運営委員会